

# 統計調査便覧

平成 20 年 度

山梨県企画部統計調査課



## ま え が き

近年、少子・高齢化、高度情報化、国際化が急速に進み、社会・経済情勢が世界規模で変動するなか、統計は各種行政施策の立案や評価に不可欠な基礎資料として、また、国民生活や社会経済発展のために必要な情報として、その重要性はますます高まっております。

本書は、このような統計の重要性に鑑み、統計資料を広く活用していただくことを目的として、県の各行政機関が行っている統計調査及び統計資料の出所、所管等を分類・整理して、5年に一度、発行しているものです。

本書が、統計情報の手引として、統計を利用する方々の参考資料となれば幸いです。

最後に、本書の作成にあたり多大な御協力をいただきました関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 2 1 年 3 月

山梨県企画部統計調査課



# 利 用 に あ た っ て

- 1 本書は、県の各行政機関が行っている統計調査、業務報告等を、旧統計法・旧統計報告調整法・旧山梨県統計調査条例等に基づき収録したものです。

〈参考〉

統計法（平成19年法律第53号）平成19年5月23日公布、平成21年4月1日から施行（一部平成19年10月1日から施行）

〔概要：統計法（昭和22年法律第18号）の全部改正及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の廃止〕

山梨県統計調査条例（平成20年12月26日公布、平成21年4月1日から施行

〔概要：山梨県統計調査条例（昭和27年山梨県条例第11号）全部改正〕

- 2 記載事項は次のとおりです。

- (1) 調 査 名

統計調査・業務報告等（以下「統計調査等」という。）の名称

- (2) 調 査 の 種 類

指 定 ー 指定統計調査（旧統計法第2条の規定に基づき、総務大臣（昭和59年6月30日までは行政管理庁長官及び平成13年1月6日までは総務庁長官、以下同じ）が指定し、その旨を公示した統計を作成するための調査）

承 認 ー 承認統計調査（旧統計報告調整法第4条の規定に基づき、総務大臣の承認を受けて行う統計報告の徴集）

届 出 ー 届出統計調査（指定統計調査、承認統計調査以外の統計調査で旧統計法第8条の規定に基づき、総務大臣に届け出た統計調査）

県指定 ー 県指定統計調査（旧山梨県統計調査条例第2条及び第3条の規定に基づき、知事等が指定し、その旨を告示した統計調査）

県 ー 県統計調査（旧山梨県統計調査条例第3条の規定に基づき、告示した統計調査）

業 務 ー 業務統計調査（法令または中央省庁の通達に基づく業務報告）

その他 ー 上記以外の統計調査等

- (3) 所 管 課 ・ 室

統計調査等の担当課・室名

- (4) 主 管 省 庁 等

県が行っている統計調査等の国の主管省庁等

- (5) 根 拠 法 令 等

統計調査等の根拠となる法令等

- (6) 調 査 対 象

統計調査等の調査対象についての概要（地域・属性）

- (7) 調 査 方 法

調査客体の選定方法（全数・抽出等の別）、調査周期、期日、調査系統（調査の流れ）

- (8) 主 な 調 査 事 項

調査項目のうち主なもの

- (9) 結 果 の 公 表

調査結果を公表している場合、その発行者・刊行物名等

- 3 利用者の便宜を図るため、巻末に統計調査等の分野別及び五十音別の索引をつけました。

# 目 次

## 1 県関係（国から委託された調査も含む）

### 知事政策局

知事政策局	-----	1
行政改革推進課	-----	1

### 企画部

企画課	-----	1
統計調査課	-----	3
県民生活課	-----	17
青少年課	-----	17
男女共同参画課	-----	19

### 総務部

人事課、市町村課	-----	21
財政課	-----	21
税務課	-----	21
私学文書課	-----	23
市町村課	-----	23
消防防災課	-----	25

### 福祉保健部

福祉保健総務課	-----	27
長寿社会課	-----	27
児童家庭課	-----	29
医務課	-----	29
衛生薬務課	-----	33
健康増進課	-----	33

### 森林環境部

森林環境総務課	-----	35
大気水質保全課	-----	35
環境整備課	-----	35
森林整備課	-----	37
林業振興課	-----	37

### 商工労働部

商工総務課	-----	39
労政雇用課	-----	39
職業能力開発課	-----	41

### 観光部

観光企画課	-----	41
-------	-------	----

### 農政部

果樹食品流通課	-----	43
畜産課	-----	43

### 県土整備部

県土整備総務課	-----	45
道路企画室	-----	45
道路管理課	-----	45
治水課	-----	45
都市計画課	-----	47
下水道課	-----	49
住宅課	-----	49
建築指導課	-----	49

### 県教育委員会

総務課	-----	51
学校施設課	-----	51
義務教育課	-----	53
高校教育課	-----	53
新しい学校づくり推進室	-----	53
スポーツ健康課	-----	53

### 県公安委員会

捜査第一課	-----	57
地域課	-----	57
交通企画課	-----	57
交通指導課	-----	57

2 統計関係法規

統計法（抄）----- 59

山梨県統計調査条例----- 65

3 統計調査等分野別索引----- 70

4 統計調査等50音別索引----- 74

# 1 県関係 知事政策局・企画部

調査名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調査対象 (地域・属性)
県民意識調査	届出	知事政策局			(平成20年実施) 県全域-4地域、200地点 20歳以上の県民2,000人 (平成16年実施) 県全域-8地域、200地点 20歳以上の県民2,000人
平成17年度山梨県施策別県民意向調査	その他	行政改革推進課			県内に居住する20歳以上の男女
山梨県の科学技術に関する事業者アンケート調査	届出	企画課			山梨県全域 産業分類大分類「A. 農業」 「F. 製造業」「G. 電気・ガス・熱供給・水道業」「H. 情報通信業」「N. 医療・福祉」 の事業所

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部) 層化二段階 無作為抽出	周期：不定期(概ね3～4年に1回)	平成20年8月11日～31日 平成16年8月6日～31日	県一調査員一調査対象(留置記入依頼法)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民生活の満足度</li> <li>2 主要な事項についての満足度の選好度</li> <li>3 日常生活行動域</li> </ol>	「県民意識調査報告書」
標本(一部)	周期：不定期		県一調査対象(郵送による報告)	<p>「創・甲斐プラン21」に掲げる施策を50施策に括り、施策の目標、計画額、関連指標、主な取組を示し、次の質問項目(問1～問4)を設定。</p> <p>問1 5年後の重要度 問2 現在の実現度 問3 行政の役割度 問4 主な取組の貢献度及び特に大切な取組</p> <p>○ 緊急に取り組むべき政策(全政策に対して)</p>	「山梨県施策別県民意向調査・調査結果」
無作為抽出	1回限り	平成18年6月10日	県一受託調査機関一報告者(郵送による報告)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主な業種</li> <li>2 従業員数</li> <li>3 事業所等の形態</li> <li>4 現在までに取得した工業所有権またはその他新品種登録</li> <li>5 研究者・技術者数</li> <li>6 研究開発活動に関する状況や考え方</li> <li>7 研究開発の対象領域</li> <li>8 研究開発を進める上での課題や問題点</li> <li>9 共同研究に関する事業所の状況や考え方</li> <li>10 共同研究を実施する上での課題や問題点</li> <li>11 技術導入に関する事業所の状況や考え方</li> <li>12 技術導入を実施する上での課題や問題点</li> <li>13 今後積極的に売り出したい、または今後大きく発展する可能性を秘めた技術について</li> <li>14 今後獲得したい技術・欲しい技術</li> <li>15 今後も積極的に取り組むべき・または拡充すべき研究領域</li> <li>16 研究開発をより活性化させるため、県として推進すべき方策</li> <li>17 地域や青少年の理解・普及を進めるため、県が推進すべき方策について</li> <li>18 地域や青少年に科学技術の理解・普及に結びつくような活動について</li> </ol>	「やまなし科学技術基本計画」の資料として公表

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
国勢調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、国勢調査令	調査期日に県内に居住する者
就業構造基本調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、就業構造基本調査規則	総務大臣が指定する調査区のうちから、総務大臣の定める方法により、市町村長が選定した世帯(全国約45万世帯、県内約8千7百世帯)の内、15歳以上の世帯員(国約100万人、県内約2万人)

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:5年 平成17年 10月1日	国一県一市 町村一指導員一調査員一 世帯	1 世帯全員に関する事項(氏名、性別、出生年月、続柄、配偶の関係、国籍、就業状態、就業時間、所属事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地) 2 世帯に関する事項(世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方)	総務省 「国勢調査速報N01.2」 「国勢調査報告第1～7巻」 「国勢調査編集・解説シリーズN01～10」 「人口地図」等 県統計調査課 「国勢調査結果報告」等	
標本(一部)	周期:5年 平成19年 10月1日	国一県一市 町村一指導員一調査員一 調査世帯	1 15歳以上の世帯員 ○全員(氏名、性別、出生年月、続柄、配偶の関係、教育の状況、居住の時期、転居の理由、転居前の居住地、就業・不就業の状態) ○有業者(勤め先の名称・経営組織及び事業の種類、従業者数、仕事の種類、従業上の地位、1週間の就業時間、年間収入、転職及び追加就業希望の有無及び理由、求職活動の有無、就業開始の時期及び理由、1年前の就業状態等) ○無業者(就業希望の有無・理由、希望する仕事の種類・形態、非求職の理由、求職期間、離職の理由・時期、前勤め先での地位・仕事の内容等) 2 世帯(15歳以上世帯人員、15歳未満の世帯人員、世帯の収入の種類及び世帯全体の年間収入)	総務省 「就業構造基本調査結果の概要」 県統計調査課 「就業構造基本調査結果」	

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
労働力調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、労働力調査規則	総務大臣が指定する調査区のうちから、総務大臣の定める方法により、都道府県知事が選定した世帯（全国約4万世帯、県内約400世帯）の世帯員（全国約15万人、県内約1,500人）
住宅・土地統計調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、住宅・土地統計調査規則	総務省統計局長が指定する調査区のうちから抽出された世帯

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:月	毎月末の1週間	国一県一調査員一調査世帯	<p>1 基礎調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての世帯全員(性別、出生年月、続柄)</li> <li>○15歳以上の世帯員(氏名、配偶の関係、就業状態、所属事業所の名称・経営組織及び事業の種類、従業者数、仕事の種類、従業上の地位、1週間の就業時間、探している仕事、求職の理由、転職及び追加就業希望の有無)</li> <li>○世帯(15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数、世帯員の移動状況)</li> </ul> <p>2 特定調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○15歳以上の世帯員(氏名、教育の状況、年間収入)</li> <li>○就業者(短時間就業及び休業の理由、就業時間増減希望の有無、現職に就いた時期、雇用形態、前職の有無、転職時の収入増減)</li> <li>○完全失業者(求職活動の方法・期間、最近の求職活動の時期、探している仕事の形態、就職できない理由、前職の有無)</li> <li>○非労働力人口(就業希望の有無、非求職の理由、希望又は内定している仕事の形態、最近の求職活動時期、就業の可能性、前職の有無)</li> <li>○前職のある者(前職の従業上の地位及び雇用形態、事業の種類、仕事の種類、企業全体の従業者数、やめた時期、理由)</li> </ul>	<p>総務省</p> <p>「労働力調査(速報)」 毎月</p> <p>「労働力調査報告」 毎月</p> <p>「労働力調査年報」 毎年</p>
標本(一部) (層化無作為抽出)	周期:5年	10月1日現在 20年度調査	国一県一市町村一指導員一調査員一世帯	<p>1 住宅等に関する事項(居住室の数、広さ、敷地面積等)</p> <p>2 住宅に関する事項(構造、階数、建て方、床面積、家賃等)</p> <p>3 世帯に関する事項(世帯主、世帯構成、年間収入等)</p> <p>4 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項(従業上の地位、通勤時間等)</p> <p>5 住環境に関する事項(敷地に接している道路に関する事項)</p> <p>6 現住居以外の住宅及び土地に関する事項(所有関係、所在地、面積等)</p>	<p>総務省統計局</p> <p>「住宅・土地統計調査報告」</p>

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
サービス業基本調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、サービス業基本調査規則	サービス業を営む民営の事業所で、総務大臣が指定する事業所
事業所・企業統計調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、事業所・企業調査規則	個人経営の農林水産業、家事サービス業及び外国公務を除く全事業所
個人企業経済調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、個人企業経済調査規則	製造業、卸売業・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業
家計調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、家計調査規則	総務大臣指定の市町村の2人以上の世帯（108世帯）及び単身（学生を除く）世帯（9世帯）
社会生活基本調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、社会生活基本調査規則	県下13市8町2村の1,464世帯

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:5年	平成16年 6月1日	国一県一市 町村一調査 員一世帯	1 経営組織 2 従業者数 3 資本金額 4 年間収入金額 5 年間経費総額 6 年間設備投資額 7 事業の種類	総務省統計局 「サービス業基本調 査報告」
しっ皆(全 数)	周期:3 ~5年	平成18年 10月1日	国一県一市 町村一調査 員一事業所	甲調査(民営事業所) (事業所に関する事項) 名称、電話番号、所在地、経営組 織、開設時期等 (企業に関する事項) 資本金額、事業の種類、常用雇用 者数等 丙調査(国・地方公共団体の事業所) 名称、所在地、職員数等	総務省統計局 「事業所・企業統計 調査報告」
標本(一部)	周期:四 半期及び 3月末	動向 (毎月末) 構造 (3月末)	国一県一調 査員一報告 者	1 営業上の収支 2 たな卸高 3 設備投資額 4 営業上の資産及び負債 5 営業日数等 6 経営形態等 7 従業者数等	総務省統計局 「個人企業経済調査 報告」(速報、季報、 年報)
標本(一部)	周期:月	(1)家計 調査…2人 以上の世 帯は連続6 か月、単身 世帯は連 続3か月調 査 (2)年間 収入調査 …全世界 を対象に 調査開始1 か月目 (3)貯蓄 等調査…2 人以上の 世帯の み、調査 開始3か月 目	国一県一調 査員一報告 者	1 家計簿(毎月の収入と支出) 2 年間収入調査 3 貯蓄等調査(貯蓄、負債の保有状 況等) 4 世帯票(世帯員及び住居等)	総務省統計局 「家計調査報告」 (月報) 「家計調査年報」
標本(一部)	周期:5年	10月20日 現在 最近時: 平成18年 10月20日	国一県一調 査員一調査 世帯	調査票A(プリコード調査票) 過去1年間の生活行動、1日の生活 時間配分 調査票B(アフターコード調査票) 1日の生活時間配分	総務省統計局 「社会生活基本調査 報告」

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
小売物価統計調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、小売物価統計調査規則	総務大臣から指定された小売店舗、サービス事業所、民営借家世帯、公営住宅、学校
全国消費実態調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、全国消費実態調査規則	県下8市10町村の766世帯
全国物価統計調査	指定	統計調査課	総務省	統計法、全国物価統計調査規則	県下7市3町の大規模店舗(1,000㎡以上)、小規模店舗 大規模店舗－全店舗 小規模店舗－1,125店舗

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部) (有為抽出 無作為抽出)	周期:月	(1)月別 価格調査 …毎月12 日を含む 週の水、 木、金 (2)旬別 価格調査 …毎月5、 12、22日 を含む週 の水、木、 金 (3)家賃 調査…1調 査区につ き3月に1 度12日 を含む週 の水、木、 金 (4)宿泊 料調査… 毎月5日 を含む週 の金、土	国一県一調 査員一報告 者	国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金、家賃、宿泊料	総務省統計局 「小売物価統計調査 報告」(月報) 「小売物価統計調査 年報」 「消費者物価指数月 報」 「消費者物価指数年 報」
標本(一部)	周期:5年	9月～11月 最近時: 平成16年9 ～11月	国一県一市 町村一指導 員一調査員 一対象世帯	1 収入及び支出に関する事項 2 主要耐久消費財に関する事項 3 年間収入に関する事項 4 貯蓄現在高に関する事項 5 借入金残高に関する事項 6 世帯及び世帯員に関する事項 7 現住居に関する事項 8 現住居以外の住宅及び土地に関する事項	総務省統計局 「全国消費実態調査 報告」
標本(一部) (ただし、 大規模店は 全数調査)	周期:5年	11月21日 現在 最近時: 平成19年 11月21日	国一県一市 町村一指導 員一調査員 一事業所	1 事業所に関する事項(名称、業態、 従業者数、仕入先) 2 品目に関する事項(価格、料金、 銘柄)	総務省統計局 「全国物価統計調査 報告」

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
学校基本調査	指定	統計調査課	文部科学省	統計法、学校基本調査規則	学校基本法による学校、市町村教育委員会
学校保健統計調査	指定	統計調査課	文部科学省	統計法、学校保健統計調査規則	小・中・高等学校及び幼稚園のうち指定校
毎月勤労統計調査 全国調査及び地方調査（第一種事業所）	指定	統計調査課	厚生労働省	統計法、毎月勤労統計調査規則	厚生労働大臣が指定する常用労働者30人以上の事業所（約250事業所）
全国調査及び地方調査（第二種事業所）					厚生労働大臣が指定する常用労働者5人以上29人以下の事業所（約270事業所）
特 別 調 査					厚生労働大臣が指定する調査区内の常用労働者1人以上4人以下の事業所（37調査区、約306事業所）

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	5月1日現在	1 国一県一市町村一小・中学校、専修学校(市立・私立)、各種学校、幼稚園 2 国一県一高等学校、特別支援学校、専修学校(県立)	1 学校数、学級数 2 幼児・児童・生徒数、教職員数、入学者数 3 不就学学齢児童数・生徒数 4 学校施設状況(土地・建物の面積) 5 卒業後の状況(進路別卒業生数、入学志願者数、進学者数、就職者数)	文部科学省生涯学習政策局調査企画課「学校基本調査報告書」 県統計調査課「教育統計調査結果報告」
標本(一部)(確率比例抽出)	周期:年	毎年4月～6月	国一県一学校	1 幼児・児童・生徒の発育状態(身長、体重、座高) 2 幼児・児童・生徒の健康状態(栄養状態、視力、眼の疾病・異常、聴力、耳鼻咽喉頭疾患、結核、尿等)	文部科学省生涯学習政策局調査企画課「学校保健統計調査報告書」 県統計調査課「教育統計調査結果報告」
標本(一部)	周期:月	毎月末日	国一県一事業所	主な生産品又は事業の内容、企業規模、操業日数、常用労働者数、異動状況、出勤日数、実労働時間数、現金給与額、パートタイム労働者数・出勤日数・実労働時間・現金給与額	厚生労働省全国調査「毎月勤労統計調査報告月報及び年報」
標本(一部)	周期:月	毎月末日	国一県一調査員一事業所	主な生産品又は事業の内容、企業規模、操業日数、常用労働者数、異動状況、出勤日数、実労働時間数、現金給与額、パートタイム労働者数・出勤日数・実労働時間・現金給与額	県統計調査課地方調査「毎月勤労統計調査報告月報及び年報」
標本(一部)	周期:年	毎年7月末日	国一県一調査員一事業所	主な生産品又は事業の内容、企業規模、常用労働者数、常用労働者の氏名・性別・年齢、通勤・住込の別、出勤日数、実労働時間数、勤続年数、現金給与額、賞与支給額等	厚生労働省「毎月勤労統計特別調査報告」

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
農林業センサス	指定	統計調査課	農林水産省	統計法、農林業センサス規則	1 農林業経営体調査 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」 2 農山村地域調査 市町村や集落
経済産業省生産動態統計調査	指定	統計調査課	経済産業省	統計法、生産動態統計調査規則	指定された鉱産物及び工業品を生産・加工する事業所のうち経済産業大臣が指定する事業所
工業統計調査	指定	統計調査課	経済産業省	統計法、工業統計調査規則	日本標準産業分類に掲げる大分類(E)に属する事業所 甲調査：従業者数30人以上 乙調査：従業者数29人以下
商業統計調査	指定	統計調査課	経済産業省	統計法、商業統計調査規則	日本標準産業分類の卸売業・小売業に属する事業所
商業動態統計調査	指定	統計調査課	経済産業省	統計法、商業動態統計調査規則	卸売業・小売業に属する事業所で経済産業大臣が指定及び指定する地域に所在する事業所

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:5年 2月1日現在 最近時:平成17年2月1日	国一県一市町村一指導員一調査員一調査客体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業経営体調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経営の態様</li> <li>イ 農業労働及び林業労働</li> <li>ウ 耕地及びその他の土地</li> <li>エ 家畜及び蚕</li> <li>オ 農業用機械及び施設</li> <li>カ 農業生産物</li> <li>キ 農作業</li> <li>ク 山林</li> <li>ケ 育林及び素材生産</li> <li>コ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項</li> </ul> </li> <li>2 農山村地域調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自然的及び社会的経済的な立地条件</li> <li>イ 林野の構成</li> <li>ウ 森林の公益的機能の維持増進を図るための取組状況</li> <li>エ 土地及びその利用状況</li> <li>オ その他の農林業経営体の現況を把握するために必要な事項</li> </ul> </li> </ol>	農林水産省 「2005年農業センサス都道府県別統計書」他 県統計調査課 「2005年農林業センサス結果報告」	
標本(一部)	周期:月 毎月末	国一県一調査員一報告者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産高</li> <li>2 出荷高</li> <li>3 在庫高</li> <li>4 従業者数</li> <li>5 原材料、燃料及び動力</li> <li>6 機械及び設備</li> </ol>	経済産業省 「生産動態統計調査報告」(月報、年報)	
しっ皆(全数)(西暦末尾0、3、5、8年)	周期:年 毎年12月31日現在	国一県一市町村一調査員一事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称及び所在地</li> <li>2 経営組織</li> <li>3 従業者数</li> <li>4 現金給与総額</li> <li>5 原材料使用額等</li> <li>6 製造品出荷額等</li> <li>7 有形固定資産</li> <li>8 工業用地、工業用水</li> </ol>	経済産業省 「工業統計表」(産業編、市町村編、品目編、用地用水編) 県統計調査課 「工業統計調査結果報告」	
しっ皆(全数)	周期:2~5年 平成19年6月1日	国一県一市町村一調査員一事業所 国・県一事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店数</li> <li>2 従業者数</li> <li>3 年間商品販売額</li> <li>4 売場面積等</li> </ol>	経済産業省 「商業統計表」(産業品目編等) 県統計調査課 「商業統計調査結果報告」	
標本(一部)	周期:四半期 毎月末	国一県一調査員一報告者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店名及び所在地</li> <li>2 商品販売額</li> <li>3 従業者数</li> </ol>	経済産業省 「商業動態統計調査報告」(速報、月報、年報)	

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
特定サービス産業実態調査	指定	統計調査課	経済産業省	統計法、特定サービス産業実態調査規則	物品賃貸業、情報サービス業、広告業等特定サービス業務を営む事業所のうち経済産業大臣が指定する事業所
産業連関表作成特別調査	承認	統計調査課	総務省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省 経済産業省		建設業、製造業、運輸通信業、卸売小売業、飲食店、不動産業、サービス業、造林業等に属する事業所のうち、82事業所
山梨県常住人口調査甲調査（推計人口）	届出 県指定	統計調査課		県統計条例 県常住人口調査要綱	全市町村 1 住民基本台帳法及び外国人登録法により、転出入手続きをした者 2 住民基本台帳法により、職権で住民票に記載及び削除された者 3 出生児及び死亡者 4 増加及び減少世帯
山梨県常住人口調査乙調査（社会移動別）	届出 県指定	統計調査課		県統計条例 県常住人口調査要綱	1 住民基本台帳法及び外国人登録法により転入(出)手続きをした者 2 住民基本台帳法により、職権で住民票に記載及び削除された者
県民所得統計（県民所得統計に関する特別調査）	届出	統計調査課		山梨県県民所得統計に関する特別調査要綱	各種統計資料等からの加工統計
山梨県産業連関表作成特別調査（商品流通調査）	届出	統計調査課			日本標準産業分類の製造業に属する事業所で、知事が指定する事業所
山梨県鉱工業指数	届出	統計調査課		山梨県鉱工業指数生産動態統計調査実施要綱	県内鉱工業事業所 (生産動態調査結果も活用)

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:年	毎年11月1日現在	1 国－県－調査員－申告者 2 国－申告者 3 国－委託業者－申告者 4 国－県－申告者	1 経営組織 2 資本金 3 従業者数 4 年間売上高 5 年間営業費用 6 営業用有形固定資産等	経済産業省 「特定サービス産業実態調査報告書」 (年報)
標本(一部)	周期:5年	平成18年1～5月	国－県－事業所	1 サービス産業・非営利団体等投入調査 2 青果物共同選果事業投入調査 3 臨時・日雇労働費用等調査 4 有料駐車場に関する調査 5 こん包業に関する投入調査	総務省 「平成17年産業連関表」 平成21年度公表予定
しっ皆(全数)	周期:月	毎月1日	県－市町村	性別、転入転出者数、出生・死亡者数、世帯数、職権により記載・削除した数	県統計調査課 「山梨県の推計人口」 (月報) 「山梨県常住人口調査結果報告」(年報)
しっ皆(全数)	周期:月	毎月1日～末日	県－市町村－転入(出)者	性別・年齢、転入(出)の理由、転入(出)前後の就業状況、転入前及び転出先の住所者	県統計調査課 「山梨県常住人口調査結果報告」(年報)
	周期:毎年度	随時		・ 財務収支調査(公的) ・ 営業収支調査(民間) 1 基本勘定 県内総生産と総支出勘定 県民可処分所得と使用勘定等 2 主要系列表 経済活動別県内総生産 県民所得(分配) 県民総所得(名目) 県民総所得(実質)等	県統計調査課 「県民経済計算年報」
標本(一部)	周期:5年	平成18年6～7月	県－事業所	・ 商品流通調査 (1) 事業所に関する事項 (2) 製造品受払 (3) 消費地域別出荷内訳	県統計調査課 「平成17年山梨県産業連関表」 平成21年度公表予定
標本(一部)	周期:月	毎月末	県－事業所	1 生産数量 2 出荷数量 3 在庫数量	県統計調査課 「山梨県鉱工業指数」 (月報、季報、年報)

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
法人土地基本調査	指定	県民生活課	国土交通省	法人土地基本調査規則	県内にある資本金1億円未満の法人
法人建物調査	承認	県民生活課	国土交通省	統計報告調整法	県内にある資本金1億円未満の法人
青少年の生活意識調査	届出	青少年課			県内に居住する、平成19年4月1日現在12歳から23歳までの男女2,000人

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:5年	平成20年10月1日	国一県一法人	法人の名称、所在地、組織形態、資本金等 所有する土地の所在地、面積、形態、取得時期等	国土交通省 「速報:平成21年夏」 「確報:平成22年秋」
標本(一部)	周期:5年	平成20年10月1日	国一県一法人	建物に関する「構造」、「延べ床面積」、「建築年次」等	国土交通省 「速報:平成21年夏」 「確報:平成22年秋」
標本(一部) 層化二段階 無作為抽出 A:住民基本台帳より 無作為抽出 B:学校単位で無作為抽出	周期:5年	平成19年4月1日	県一個人 A:郵送による発送・回収 B:中・高等学校を通じての記入・回収	1 学校及び職場に関する事項 2 本人及び家庭に関する事項 3 友人関係に関する事項 4 携帯電話等の利用実態に関する事項 5 青少年非行に関する事項 6 社会参加活動に関する事項 7 郷土等に関する事項 8 青少年施策に関する事項	青少年課 ・「青少年の生活意識調査報告書」 ・青少年課ホームページに掲載

企 画 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	業務	男女共同参画課	内閣府	男女共同参画基本計画	山梨県関係各課 県下全市町村

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	毎年4月1日現在 (一部は3月31日現在)	1 国－県 2 国－県－市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織</li> <li>2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する庁内の連絡会議（推進体制）</li> <li>3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等</li> <li>4 男女共同参画に関する計画</li> <li>5 男女共同参画に関する条例</li> <li>6 審議会等委員への女性の登用</li> <li>7 女性公務員の採用・登用状況</li> <li>8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置</li> <li>9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立</li> <li>10 民間団体（女性団体等）との連携</li> <li>11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況</li> <li>12 職員研修の実績状況</li> <li>13 担当局（部）課（室）所管の男女共同参画・女性関係予算</li> <li>14 実施予定事業</li> <li>15 都道府県における首長等の状況</li> <li>16 法律又は政令により地方公共団体におかなければならない審議会等の委員数等</li> <li>17 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の委員数等</li> <li>18 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制</li> <li>19 男女共同参画に関する宣言</li> <li>20 女性の市町村長、自治会長等の状況</li> <li>21 公務員の女性管理職の在職状況 (1～17は県・市町村共通。18～21は市町村のみの調査項目)</li> </ol>	<p>地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（都道府県・政令指定都市）</p> <p>地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（市(区)町村）</p>

総務部

調査名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調査対象 (地域・属性)
地方公務員給与実態調査	指定	人事課 市町村課	総務省	統計法、統計法施行令、地方公務員給与実態調査規則	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、特定地方独立行政法人
地方財政状況調査	業務	財政課	総務省	地方自治法第252条の17の5	決算の状況
公共施設等状況調査	業務	財政課	総務省	地方自治法第252条の17の5	県が所有・管理する公共施設等のうち普通会計に属するもの
道府県税の課税状況等に関する調査	業務	税務課	総務省	地方税法	県税の課税状況等
道府県税徴収実績調査	業務	税務課	総務省	地方税法	県税の調定・収入の状況

調査方法				主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日		調査の系統		
しっ皆(全数)	周期:5年	平成20年4月1日	国一県一市町村	1 一般職に属する地方公務員 (1)所属する地方公共団体の名称 (2)所属する公署の名称 (3)氏名及び性別 (4)生年月日及び年齢 (5)学歴、資格及び免許 (6)経験月数 (7)職種 (8)職務 (9)職務上の地位 (10)給与の支出される会計の別 (11)採用時における前歴の有無 (12)採用年月 (13)給与月額 (14)給料月額 (15)諸手当の月額 (16)年間給与の額 (17)その他上記(1)から(16)までに関連する事項 2 特別職に属する地方公務員 (1)定数 (2)給料(報酬)の額	総務省 「地方公務員給与実態調査」
しっ皆(全数)	周期:年	5月31日	国一県	決算全般	「地方財政白書」 「普通会計決算の概要」 「財政比較分析表」 「歳出比較分析表」 「財政状況等一覧表」 「決算状況調」 「決算カード」 「財政指数表」 「地方公共団体の主要財政指標一覧」 「地方財政統計年報」(いずれも年1回)
しっ皆(全数)	周期:年	主に3月31日	国一県	施設の規模・定員等	「公共施設状況調」(年1回)
しっ皆(全数)	周期:年	年度	国一県	県税の課税状況	全国地方税務協議会 「道府県税徴収状況等資料」 県税務課「山梨県税務統計書」
しっ皆(全数)	周期:月	毎月末日	国一県	県税の調定・収入状況	総務省「道府県税徴収実績調」

総務部

調査名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調査対象 (地域・属性)
私立高等学校等の実態調査	業務	私学文書課	文部科学省		県下全域の学校教育法による学校設置者（客対数61）
子どもの学習費調査	承認	私学文書課	文部科学省	統計報告調整法	県下全域の学校教育法による学校に子どもを通わせる保護者（客対数102）
地方公務員給与実態調査	指定	市町村課	総務省	統計法、統計法施行令 地方公務員給与実態調査規則	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団
地方公務員給与実態調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法第245条の4	市町村及び一部事務組合等
地方公共団体定員管理調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法第245条の4	市町村及び一部事務組合
地方公務員制度実態調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法第245条の4	市町村及び一部事務組合
住民基本台帳人口 (月集計・年報)	業務	市町村課	総務省		市町村（登録者）

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	年度	国一県一調査対象	1 学校経費の収入・支出 2 学校法人の資産・負債等	文部科学省 「私立学校の財務状況調査報告書」
標本(一部)	周期:2年	年度 平成20年度	国一県一学校法人一調査対象	保護者が子どもの学習に支出した経費の実態	文部科学省 「子どもの学習費調査報告書」
しっ皆(全数) (一部の職員は調査対象から除外)	周期:5年	4月1日現在 最近時: 平成15年4月1日 平成20年4月1日	国一県一市町村	1 一般職に属する地方公務員 (1) 所属する地方公共団体の名称 (2) 所属する公署の名称 (3) 氏名及び性別 (4) 生年月日及び年齢 (5) 学歴、資格及び免許 (6) 経験月数 (7) 職種 (8) 職務 (9) 職務上の地位 (10) 給与の支出される会計の別 (11) 採用時における前歴の有無 (12) 採用年月 (13) 給与月額 (14) 給料月額 (15) 諸手当の月額 (16) 年間給与の額 (17) その他上記(1)から(16)までに関連する事項 2 特別職に属する地方公務員 (1) 定数 (2) 給料(報酬)の額	総務省 「地方公務員給与の実態」
しっ皆(全数) (一部の職員は調査対象から除外)	周期:年	毎年4月1日現在	国一県一市町村等	市町村及び一部事務組合の給与及び職員数に関する事項	総務省 「地方公務員給与の実態」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年4月1日現在	国一県一市町村等	市町村及び一部事務組合の職員数	総務省 「地方公共団体定員管理調査結果」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年4月1日現在	国一県一市町村等	市町村・一部事務組合の組合員数、処分状況及び退職者数	総務省 「地方公務員制度実態調査の結果」
しっ皆(全数)	周期:年・月	毎月末日 現在・毎年3月31日現在	国一県一市町村	1 人口(月・年) 2 世帯(年) 3 住民基本台帳記載・削除件数(年)	県市町村課 「住民基本台帳人口」(月集計・年報) 総務省 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(年報)

総務部

調査名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調査対象 (地域・属性)
勤務条件等に関する調査	業務	市町村課	総務省		市町村及び一部事務組合
地方財政状況調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法	市町村及び一部事務組合
地方公営企業決算状況調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法	市町村及び一部事務組合 (法適用分) (法非適用分)
市町村公共施設状況調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法	市町村
市町村税課税状況等の調査	業務	市町村課	総務省	地方自治法	市町村
固定資産の価格等の概要調査	業務	市町村課	総務省	地方税法	市町村
消防統計	業務	消防防災課	総務省消防庁	通知	市町村、消防本部（客体数、28市町村10消防本部）

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	毎年4月1日現在	国一県一市町村等	市町村・一部事務組合の勤務時間、休日、休暇等	総務省 「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年5月31日	国一県一市町村	1 決算収支の状況 2 歳入内訳 3 目的別歳出内訳 4 性質別歳出内訳	総務省 「市町村別決算状況調」 県市町村課 「市町村別・一部事務組合別決算状況調」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年3月31日	国一県一市町村	1 施設及び業務の状況 2 経営状況 3 地方債の発行状況	総務省 「地方公営企業決算の概況」 県市町村課 「地方公営企業決算の概況」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年3月31日	国一県一市町村	公共施設状況調査	総務省 「公共施設状況調」 県市町村課 「市町村別公共施設状況調」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年7月1日現在	国一県一市町村	1 納税義務者数 2 総所得金額 3 各種所得控除額 4 課税標準額・税額 5 軽自動車税の課税客体数 6 入湯客数 7 徴収に要する経費 8 納税貯蓄組合数	総務省 「市町村税課税状況等の調」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年1月1日現在	国一県一市町村	1 地積 2 家屋の床面積・棟数 3 評価額 4 課税標準額 5 納税義務者数	総務省 「固定資産の価格等の概要調書」
しっ皆(全数)	周期:年	4月1日	国一県一調査対象	1 消防職員・団員数 2 消防施設・設備の状況 3 消防財政の状況 4 火災の発生状況等 5 救急業務の現況 6 救助業務の現況 7 予防行政の現況 8 危険物の現況 9 防災行政の現況	消防庁 「消防年報」 「火災年報」 「救急・救助の現況」 「消防白書」 山梨県 「消防年報」

福 祉 保 健 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
国民生活基礎調査 (所得票調査)	指定	福祉保健総務課	厚生労働省	統計法、国民生活基礎調査規則	県下全域の普通世帯
社会福祉施設等調査	承認	福祉保健総務課	厚生労働省	統計報告調整法	県下全域の社会福祉施設等 (全数客体)
福祉行政報告例	届出	福祉保健総務課	厚生労働省	統計法	市福祉事務所、町村等
介護保険施設等身体拘束実態調査	その他	長寿社会課			介護保険施設等

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(層化無作為)	周期:年	毎年7月中旬	厚生労働省 一都道府県 一県保健福祉事務所、 市福祉事務所 一指導員 一調査員 一調査対象 (調査対象に聞き取り調査をし、調査票を国へ郵送)	性、出生年月、所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等	厚生労働省 「国民生活基礎調査」 毎年発行
しっ皆(全数)	周期:年	毎年10月1日現在	厚生労働省 一都道府県 一県保健福祉事務所 一施設管理者 (施設に調査票を配布、県が取りまとめ国へ郵送)	1 施設の名称・所在地 2 従事者数、専任・兼任・性別従事者数 3 定員、年齢別在所者数	厚生労働省 「社会福祉施設等調査報告」毎年発行
しっ皆(全数)	周期:年	通年 調査項目によって異なる (年・月)	厚生労働省 一都道府県 一報告者 (市福祉事務所、町村等に調査票配布、県が取りまとめ国へ郵送)	1 生活保護 2 身体障害者福祉 3 障害者自立支援 4 特別児童扶養手当 5 知的障害者福祉 6 老人福祉 7 婦人保護 8 民生委員 9 社会福祉法人 10 児童福祉 11 児童扶養手当 12 戦傷病者特別援護 13 中国残留邦人等生活支援給付金	厚生労働省 「社会福祉行政業務報告」(福祉行政報告例) 毎年発行
しっ皆(全数)	周期:年	毎年1月10日	県一対象施設	1 身体拘束の状況 2 身体拘束解消への取り組み状況	県長寿社会課 「介護保険施設等身体拘束実態調査報告書」

福 祉 保 健 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
介護サービス施設・事業所調査	承認	長寿社会課			介護サービス施設・事業所
山梨県高齢者福祉基礎調査	届出	長寿社会課			全市町村（住民基本台帳及び外国人登録原票の65歳以上の高齢者）
山梨県ひとり親家庭等実態調査	届出	児童家庭課		要綱	県内に居住する母子世帯及び父子世帯並びに寡婦
人口動態調査	指定	医務課	厚生労働省	人口動態調査令	全国で発生した出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の各届出
(職業・産業調査)	指定	医務課	厚生労働省		全国で発生した出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の各届出
国民生活基礎調査（世帯調査）	指定	医務課	厚生労働省	国民生活基礎調査規則	国勢調査区から抽出された地区に居住する全世帯数及び世帯員
医療施設調査	指定	医務課	厚生労働省	医療施設調査規則	全国の医療施設
病院報告	承認	医務課	厚生労働省	医療法施行令第4条の8	全国の病院
患者調査	指定	医務課	厚生労働省	患者調査規則	全国の医療施設から抽出された施設を調査日に利用した患者

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	毎年10月1日	国一県一対象施設等	1 開設主体の状況 2 利用者の状況 3 従業者等の状況	厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」
しっ皆(全数)	周期:年	毎年4月1日現在	県一市町村	・住民基本台帳及び外国人登録原票の65歳以上の高齢者数 ・在宅寝たきり高齢者数 ・在宅ひとり暮らし高齢者数 ・認知症高齢者数(在宅・施設) ・高齢者夫婦世帯数	県長寿社会課 「高齢者福祉基礎調査」
標本(一部)	周期:4年	平成20年8月1日現在	県一市町村一調査員一調査対象	1 基礎事項(世帯、世帯構成等) 2 生活環境、住居、職業、収入等 3 要望(福祉行政に望むこと) 4 その他	児童家庭課 「ひとり親世帯等実態調査結果報告」
しっ皆(全数)	周期:月	毎月1日～末日	国一県一保健所一市町村一調査客体	出生票:性別・時・場所・体重等 死亡票:性別・時・場所・死因等 婚姻票:年齢・時・住所・職業等 離婚票:時・種別・子の数等 死産票:性別・時・場所・体重等	厚生労働省 「人口動態統計」
しっ皆(全数)	周期:5年	指定された期間直近調査時:平成17年	国一県一保健所一市町村一調査客体	出生票:父母の職業 死亡票:本人の職業 婚姻票:同居開始前の夫婦の職業 離婚票:別居する前の夫婦の職業 死産票:父母の職業	
標本(一部)	周期:年	6月頃	国一県一保健所一調査員一調査客体	家計総支出額、世帯員の性別、生年月日、保険加入状況、就業状況、配偶者の有無、傷病状況、	厚生労働省 「国民生活基礎調査」
しっ皆(全数)	動態調査	動態調査:毎月1日～末日	動態調査:国一県一保健所一医療施設	動態調査:医療施設の開設・廃止・変更等 医療法上の届出処分があった場合、都道府県知事が調査票を作成し報告	厚生労働省 「医療施設調査・病院報告」
	静態調査	静態調査:当該年の10月1日直近調査時:平成17年10月1日	静態調査:国一県一保健所一医療施設	静態調査:医療施設数・診療科目名・設備導入状況・従事者数等	
しっ皆(全数)	周期:月	毎月1日～末日	国一県一保健所一病院	在院・入退院患者数、病床数及び従事者数	厚生労働省 「医療施設調査・病院報告」
標本(一部)	周期:3年	10月中の3日間のうち医療施設ごとに指定された日直近調査時:平成17年10月	国一県一保健所一医療施設	医療施設を利用する患者の性別、年齢、住所、入院・外来の別、受療状況、診療費の支払方法、紹介の状況等	厚生労働省 「患者調査」

## 福 祉 保 健 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
受療行動調査	承認	医務課	厚生労働省		全国の一般病院から層化無作為抽出された一般病院を利用する患者
医師・歯科医師・薬剤師調査	届出	医務課	厚生労働省	医師法第6条第3項、 歯科医師法第6条第3項、 薬剤師法第9条	全国の医師・歯科医師及び薬剤師
保健師・助産師・看護師及び准看護師業務従事者届	届出	医務課	厚生労働省	保健師助産師看護師法第33条	県内看護職免許保有者のうち就業している者
衛生行政報告例	届出	医務課	厚生労働省		公衆衛生・環境衛生・医務・薬務に関する者、施設等
21世紀成年者縦断調査	承認	医務課	厚生労働省		平成13年国民生活基礎調査を実施した世帯から無作為抽出した20～34歳（平成14年10月末現在）の男女及びその配偶者
中高年者縦断調査	承認	医務課	厚生労働省		平成16年国民生活基礎調査を実施した世帯から無作為抽出した50～59歳（平成17年10月末現在）の男女
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	その他	医務課	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所組織細則	国民生活基礎調査より無作為に抽出した300調査区の全ての世帯
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	その他	医務課	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所組織細則	国民生活基礎調査より無作為に抽出した300調査区の全ての世帯
社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	その他	医務課	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所組織細則	国民生活基礎調査より無作為に抽出した300調査区の全ての世帯

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:3年	10月中の4日間のうち医療施設ごとに指定された日 直近調査時:平成17年10月	国一県一保健所一調査員一調査客体	患者の性別、生年月日、参考にした医療機関の情報、診察時間、入院期間、満足度等	厚生労働省 「受療行動調査」
しっ皆(全数)	周期:2年	12月31日現在 直近調査時:平成18年12月31日	国一県一保健所一調査客体	氏名、住所、性、年齢、免許登録番号、診療科名、従事場所等	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」
しっ皆(全数)	周期:2年	12月31日現在 直近調査時:平成18年12月31日	国一県一保健所一調査客体	職種・氏名・住所・免許番号・業務従事場所等	県医務課 「看護職員養成就業状況報告」
しっ皆(全数)	周期:年	3月31日現在	国一県	各都道府県における公衆衛生・環境衛生・医務及び薬務関係行政実績等	厚生労働省 「衛生行政報告例」
標本(一部)	周期:年	11月頃	国一県一保健所一調査員一調査客体	就業状況・結婚・出産・育児に関すること等	厚生労働省 「21世紀成年者縦断調査」
標本(一部)	周期:年	11月頃	国一県一保健所一調査員一調査客体	家族・健康の状況、就業状況、住居・家計状況等	厚生労働省 「中高年者縦断調査」
標本(一部)	周期:5年	7月頃(平成20年度調査実施)	国立社会保障・人口問題研究所一県一保健所一調査員一調査客体	結婚・就業状況、世帯状況、両親に関すること等	国立社会保障・人口問題研究所 「社会保障・人口問題基礎調査」
標本(一部)	周期:5年	7月頃直近調査時:平成16年7月	国立社会保障・人口問題研究所一県一保健所一調査員一調査客体	世帯状況、健康状態、結婚状況、5年前の居住状況等	国立社会保障・人口問題研究所 「社会保障・人口問題基礎調査」
標本(一部)	周期:5年	7月頃直近調査時:平成18年7月	国立社会保障・人口問題研究所一県一保健所一調査員一調査客体	世帯状況、健康状態、結婚状況、教育・就業に関する事項、引越し経験、学校卒業時の居住地、5年前・1年前の居住地等	国立社会保障・人口問題研究所 「社会保障・人口問題基礎調査」

福 祉 保 健 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
社会保障・人口問題基本調査（社会保障実態調査）	その他	医務課	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所組織細則	国民生活基礎調査より無作為に抽出した300調査区の全ての世帯の世帯主、及び、20歳～69歳に該当する全ての世帯員
社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	その他	医務課	国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所組織細則	国民生活基礎調査より無作為に抽出した300調査区の全ての世帯
水道統計調査	その他	衛生薬務課	厚生労働省	水道法	県下全域の水道事業者
薬事工業生産動態統計調査	指定	衛生薬務課	厚生労働省	統計法、薬事工業生産動態統計調査規則	県下全域の医薬品・医療機器・医薬部外品製造事業所
食品衛生関係事業報告	その他	衛生薬務課	厚生労働省	食品衛生法、とちく場法、鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	保健所、衛生公害研究所、衛生監視指導センター、食肉衛生検査所
国民栄養調査	承認	健康増進課	厚生労働省	健康増進法	県下全域の一般世帯
県民栄養調査	届出	健康増進課		実施要綱	県下全域の一般世帯
喫煙対策実施状況調査	届出	健康増進課			県内の国、県、市町村、学校、病院及び100人以上の従業員のいる事業所
就業調理師届出調査	届出	健康増進課	厚生労働省	調理師法	就業調理師
地域保健・老人保健事業報告	届出	健康増進課	厚生労働省	地域保健法 老人保健法	県下8保健所、全市町村

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:5年	7月頃 直近調査 時:平成19 年7月	国立社会保 障・人口問 題研究所一 県一保健所 一調査員一 調査客体	世帯状況、生活保護受給歴、就業状 況、収入状況、年金・健康保険に関す る事項等	国立社会保障・人口 問題研究所 「社会保障・人口問 題基礎調査」
標本(一部)	周期:5年	7月頃 直近調査 時:平成17 年7月	国立社会保 障・人口問 題研究所一 県一保健所 一調査員一 調査客体	世帯状況、婚姻状況、就業状況、住宅 に関する事項等	国立社会保障・人口 問題研究所 「社会保障・人口問 題基礎調査」
しっ皆(全 数)	周期:年	3月31日	国一県一市 町村一水道 事業体	1 水道の施設数(市町村別)と普及率 2 水道の種類別現況調査 3 水源の現況調査、給水人口、給水 量、料金等	厚生労働省 「水道統計」 県衛生薬務課HP 「山梨県の水道」
しっ皆(全 数)	周期:月	毎月1日 ～末日	国一県一報 告者	1 各生産品の生産(輸入)金額・ 出荷金額・月末在庫金額 2 各生産品の生産(輸入)数量・ 出荷数量・月末在庫数量	厚生労働省医政局 「薬事工業生産動態 統計年報・月報」
しっ皆(全 数)	周期:年	3月31日	県一調査対 象	1 食品営業施設監視指導状況 2 食品等の検査状況 3 とちく検査状況 4 食鳥検査状況	衛生薬務課「食品衛 生関係事業概要」
標本(一部)	周期:年	毎年11月	国一県一調 査員一調査 対象者	1 身体状況調査 2 栄養摂取状況調査 3 食生活状況調査	厚生労働省 「国民栄養の状況」
標本(一部)	周期:5年	最近時:平 成16年11 月	県一調査員 一調査対象 者	1 身体状況調査 2 栄養摂取状況調査 3 食生活状況調査	県健康増進課 「県民栄養の状況」
しっ皆(全 数)	周期:2年	最近時:平 成18年12 月	県一調査対 象	1 事業所の構成、人員に関する事項 2 喫煙者数に関する事項 3 喫煙対策の内容に関する事項 4 今後の喫煙対策に関する事項	県健康増進課 「喫煙対策実施状況 調査結果の概要」
しっ皆(全 数)	周期:2年	最近時:平 成18年12 月31日	国一県一調 査対象者	1 就業場所 2 業務の種類	
しっ皆(全 数)	周期:年		国一県一保 健所一市町 村	1 保健施策の実施状況等 2 検診対象者 3 健康手帳の交付事業 4 健康教育事業 5 健康相談事業 6 健康診査事業 7 機能訓練事業 8 訪問指導事業	厚生労働省 「地域保健・老人保 健事業報告」

森 林 環 境 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
山梨県林業統計	その他	森林環境総務課			林業関係データ
大気汚染物質排出量総合調査	承認	大気水質保全課	環境省	大気汚染防止法	県下全域の大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 (客体数958か所)
山梨県の大気汚染	業務	大気水質保全課	環境省	大気汚染防止法	県下全域の決められた調査地点 (客体数 12か所)
水質汚濁物質排出量総合調査	承認	大気水質保全課	環境省	水質汚濁防止法	県下全域の工場・事業場 (客体数 470か所)
公共用水域及び地下水水質測定	業務	大気水質保全課	環境省	水質汚濁防止法	県下全域の公共用水域 52地点 地下水 83地点
一般環境中におけるダイオキシン類測定	業務	大気水質保全課	環境省	ダイオキシン類対策特別措置法	県下全域の調査地点 大気 3地点 公共用水域 18地点 (水質9、底質9) 地下水 18地点 土壌 11地点
自動車騒音調査	業務	大気水質保全課	環境省	騒音規制法	甲府市内を除く県内の一般国道、県道、4車線以上の市町村道
公害苦情調査	業務	大気水質保全課	公害等調整委員会	公害紛争処理法	県下全域の市町村及び県の機関の公害苦情窓口
山梨県産業廃棄物実態調査	届出	環境整備課		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項	産業廃棄物を比較的多量に発生する業種 (4, 203事業所)

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	毎年3月31日現在	各林務環境事務所各課	管理と森林の現況、造林、収穫、木材需給と木材産業、製品、特用林産、林道、治山、林野被害、森林組合及び林業金融、普及、試験研究及び研修、林業構造改善事業、環境緑化及び森林の保健・文化・教育的利用、林地開発許可等の現況、恩賜県有財産、林政、林業公社、その他	山梨県森林環境部 「山梨県林業統計書」
しっ皆(全数)	周期:3年	最近時:平成18年10月31日	国一県一調査客体	1 燃原料使用量 2 ばい煙濃度、排出量 3 ばい煙対策	結果をとりまとめて環境省へ報告
しっ皆(全数)	周期:年度		国一県	大気汚染常時測定結果	県森林環境総務課 「やまなしの環境」 (毎年発行)
しっ皆(全数)	周期:年度	10月1日～31日	国一県一工場・事業場	1 工場・事業場の概要 2 用排水量 3 主たる排水処理施設 4 排水処理施設及び排水濃度	結果は環境省で取りまとめて公表
標本(一部)	周期:年度		国一県	1 環境基準達成状況 2 流域別水質汚濁状況	結果をとりまとめて環境省へ報告 県森林環境総務課 「やまなしの環境」 (毎年発行)
標本(一部)	周期:年度		国一県	環境基準達成状況	結果をとりまとめて環境省へ報告 県森林環境総務課 「やまなしの環境」 (毎年発行)
標本(一部)	周期:年		国一県	自動車騒音の面的評価による環境基準の達成状況	県森林環境総務課 「やまなしの環境」 (毎年発行)
しっ皆(全数)	周期:年度	当該年度末	国一県一市町村一県の関係機関	公害苦情受理件数(種類・発生源別・被害別・月別・市町村別等)及び処理件数	結果をとりまとめて公害等調整委員会へ報告 県森林環境総務課 「やまなしの環境」 (毎年発行)
標本(一部)	周期:5年	平成15年4月1日から平成16年3月31日	県一調査対象	1 産業廃棄物の発生量・処理量 2 産業廃棄物の減量・処理に関する基本的事項 3 処理施設の設置に関すること 4 その他	「山梨県産業廃棄物実態調査報告書」

森 林 環 境 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
事業系一般廃棄物実態調査	届出	環境整備課		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項	無作為抽出による500事業所
一般廃棄物処理事業実態調査	業務	環境整備課	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項	ごみ処理を行っている市町村及び特別地方公共団体
森林被害報告	業務	森林整備課	林野庁	長官通達	私有林（国有林を含む）
林業機械保有状況調査	業務	林業振興課	林野庁	林業普及指導事業実施要領	山梨県内の調査項目に該当する機械を所有する者
森林組合検査関係報告	業務	林業振興課	農林水産省	協同組合検査実施要項	前年度に常例検査を行った森林組合
特用林産物需給動態調査	届出	林業振興課	林野庁	統計法、特用林産物需給動態調査実施要領	県下全域の特用林産物生産者
森林組合一斉調査	承認	林業振興課	林野庁	統計報告調整法、森林組合一斉調査実施要領	県下全域の森林組合

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:1回 限り	平成17年 度末現在	県一調査対象	1 事業系一般廃棄物の発生量・処理量 2 事業系一般廃棄物のリサイクルに関する状況 3 その他	「事業系一般廃棄物 減量化指針」
しっ皆(全 数)	周期:年 度	年度末現 在	国一県一調 査対象	1 ごみ・し尿の排出処理状況 2 廃棄物処理事業経費・人員 3 一般廃棄物処理施設の整備状況 4 その他	環境省「日本の廃棄 物処理」 県「山梨の一般廃棄 物」
しっ皆(全 数)	周期:年	1月1日 ～ 12月31日	国一県一林 務環境事務 所一調査対 象(各林務 環境事務所 報告)	1 火災等に関する事項 被害発生場所、原因、年月日、人、 天、苗竹別、樹種別年齢、所有区 分、被害面積、実損面積、被害材 積、被害本数、被害額、実損額 2 森林病虫害等に関する事項 被害場所、原因、人、天、苗、竹 別、樹種別、所有区分、被害面積、 実損面積、被害材積、苗畑及び小 径木の被害本数(千本)	林野庁 「森林被害報告年報」
しっ皆(全 数)	周期:年	毎年3月31 日現在	国一県一林 務環境事務 所一調査対 象	1 林業機械・器具現況調査 2 高性能林業機械機種別導入状況調 査 3 高性能林業機械導入事業体別調査	林野庁 「プレスリリース」 のみ
しっ皆(全 数)	周期:年	毎年3月31 日現在	国一県一調 査対象	1 検査従事職員数 2 検査経験年数 3 検査実績一覧表 検査実施組合名、検査区分、 検査従事職員、実日数、延日 4 統一検査事項点検結果集計表	農林水産省大臣官房 協同組合検査部検査 課 「森林組合検査年報 一都道府県実施分」 「森林組合検査関係 報告」
しっ皆(全 数)	しいたけ 周期:半 年 その他 周期:年	しいたけ: 6月末、12 月末 その他:12 月末	国一県一林 務環境事務 所一調査対 象	1 きのこと生産量、生産者数、生産施 設等 2 木炭等の生産量、生産者数 3 その他の特用林産物の生産量	林野庁 「特用林産物需給 表」
しっ皆(全 数)	周期:年	毎年3月31 日現在	国一県一調 査対象	・森林組合の組織、執行体制の現況 ・森林組合の財政状況 ・森林組合の各種事業の実施状況	林野庁 「森林組合統計」

## 商 工 労 働 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
IT化実態調査	届出	商工総務課			県下全域の企業・事業所 (2,000社)
中小企業賃金事情調査	届出	労政雇用課			県内の従業員数10人以上の事業所 (850事業所)
山梨県女性労働者就業実態調査	届出	労政雇用課			県内の従業者数5人以上の事業所 (2,000事業所及びその事業所に勤務する女性従業員4,000人)
労使関係総合調査	承認	労政雇用課	厚生労働省		県内すべての労働組合
賃金等要求・妥結状況調査	業務	労政雇用課	厚生労働省		県内すべての民間労働組合 (但し、労働組合を構成する組合員の勤務先が1つでない組合等は除く)

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:年 (H20年度から周期:2年)	8月31日	県一調査委託機関一調査対象(郵送による報告)	県内企業のコンピュータ導入状況・インターネット等接続状況・ホームページ開設状況・電子商取引実施状況	
標本(無作為抽出)	周期:年	8月1日～31日	県一調査対象(郵送)	1 初任給 2 平均賃金 3 従業員数 4 労働組合の有無 5 定年制 6 週休制の形態	厚生労働省 「結果速報」 (12月下旬) 県労政雇用課 「中小企業の賃金事情」(年1回)
標本(抽出)	周期:3年	平成15年8月1日現在 平成18年8月1日現在	県一調査対象(郵送)	(事業所調査) 1 女性従業員の就業状況 2 女性従業員の雇用に対する意識 3 就業支援制度 4 パートタイム労働者の就業条件 5 男女の均等待遇 (従業員調査) 1 女性従業員の就業状況 2 女性従業員の職業意識調査 3 職業生活及び家庭生活 4 就業支援制度 5 男女の均等待遇	県労政雇用課 「山梨県女性労働者就業実態調査報告」 (平成15年度) (平成18年度)
しっ皆(全数)	周期:年	7月1日から8月頃	国一県一(地域振興局)一調査対象	1 労働組合 2 代表者 3 所在地 4 組合員数	県労政雇用課 「結果速報」 (12月下旬)
標本(一部)	春季闘争状況調査 夏季一時金調査 年末一時金調査	(3～6月) (5～8月) (10～12月)	国一県一調査対象	1 平均賃金 2 要求率(要求月数) 3 要求額 4 賃上げ率(妥結月数) 5 妥結額	厚生労働省 「中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況」 「中小・中堅企業夏季(年末)一時金要求・妥結状況」 県労政雇用課 「春季闘争状況調査について」(年4回) 「夏季(年末)一時金要求・妥結状況調査について」(年3回ずつ)

商工労働部・観光部

調査名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調査対象 (地域・属性)
山梨県専門職種別労働者需給状況及び職業能力開発に関するニーズ調査	届出	職業能力開発課		職業能力開発促進法	5人以上の常用労働者を雇用する事業所
短期課程（建築科）の改編に関する事業所調査	届出	職業能力開発課			日本産業分類「E建設業」のうちの小分類 「061一般土木建築工事業」「064建築工事業」「065木造建築工事業」 「066建築リフォーム工事業」「071大工工事業」「078床・内装工事業」 及び「Qその他のサービス業（他に分類されないもの）」のうち 「805土木建築サービス業（8051建築設計業）」の7産業
山梨県観光客動態調査	その他	観光企画課			①県下の観光地 ②県下のイベント ③県下の宿泊施設 ④県下の山系 ⑤県下の高速道路 ⑥県下の有料道路

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:5年	平成16年8月2日～20日	県一調査委託機関一調査対象(郵送)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の名称等に関する事項</li> <li>・専門職種別労働者に関する事項</li> <li>・人材の確保および教育訓練等に関する事項</li> <li>・公共職業能力開発施設に関する事項</li> </ul>	調査報告書
標本(抽出)	周期:不定期	最近時:平成18年7月	県一調査対象(郵送)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の名称等に関する事項</li> <li>・技能者・技術者等に関する事項</li> <li>・人材の育成等に関する事項</li> <li>・峡南高等技術専門校「建築科」の充実にする意見</li> </ul>	調査報告書
①～③ 標本(一部) ④～⑥ しつ皆(全部)	周期:年	12月末日 現在	①～③、 ⑤、⑥ 県一(市町村)一調査対象 ④県警が調査・発表したデータを転用	1 観光客数 2 宿泊客数 3 観光消費額 4 観光動態	「山梨県観光客動態調査結果」

農 政 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
園芸用ガラス室ハウス等の設置状況調査	届出	果樹食品流通課	農林水産省		市町村
野菜生産状況表式調査	県条例	果樹食品流通課	農林水産省		市町村
肉畜鶏卵生産出荷動向調査	業務	畜産課	農林水産省		ブロイラー：飼養者 採卵鶏：飼養者

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:2年	平成16年7月～平成17年6月	国一県一市町村	園芸用ガラス室ハウス及び使用済みのプラスチックの処理状況	農林水産省 「園芸用ガラス室ハウス等の設置状況調査」
しっ皆(全数)	周期:2年	平成19年8月末	国一県一市町村	地域特産野菜の栽培状況	農林水産省 「地域特産野菜の生産状況」
しっ皆(全数)	周期:年2回	6月～7月 12月～1月	国一県一調査対象	<b>【ブロイラー】</b> 出荷実績と見込み <b>【採卵鶏】</b> 1 羽数 2 鶏卵生産量 3 配合飼料購入量 4 飼養羽数の増減計画	結果を取りまとめた後、農林水産省に提出

県 土 整 備 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
建設工事受注動態統計調査	指定	県土整備総務課	国土交通省	統計法	県内の建設業者
建設工事施工統計調査	指定	県土整備総務課	国土交通省	統計法	県内の建設業者
住宅用地完成面積調査	承認	県土整備総務課	国土交通省	統計報告調整法	県内の建設業者
全国道路交通情勢調査	業務	道路企画室	国土交通省	道路法第77条	県内一般県道以上（183路線・236地点）
道路の設置・管理の瑕疵事案等に関する実態調査	業務	道路管理課	国土交通省	道路法第77条第1項	県管理国道、県道及び市町村道
道路施設現況調査	業務	道路管理課	国土交通省	道路法第77条第1項	県管理国道、県道及び市町村道
道路交通管理統計調査	業務	道路管理課	国土交通省	道路法第77条第1項	県管理国道、県道及び市町村道
災害統計調査	その他	治水課	国土交通省		県及び災害のあった全市町村
水害統計調査	承認	治水課	国土交通省	統計報告調整法	県及び水害のあった全市町村、公益事業等

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
標本(一部)	周期:月	毎月1日～末日	国一県一建設業許可業者(郵送またはオンラインによる報告)	1 企業等の概要 2 建設工事受注高 3 公共機関からの受注工事 4 民間等からの受注工事	国土交通省 「建設工事受注動態統計調査報告」
標本(一部)	周期:年	前年度決算を基礎にする	国一県一建設業許可業者(郵送またはオンラインによる報告)	1 企業等の概要 2 就業者数 3 国内建設工事の年間完成工事高 4 国内建設工事の年間受注高 5 兼業売上高 6 建設業の付加価値額	国土交通省 「建設工事施工統計調査報告」
標本(一部)	周期:年	前年度決算を基礎にする	国一県一建設業許可業者(郵送またはオンラインによる報告)	住宅用地完成面積	国土交通省 「住宅用地完成面積調査報告」
抽出	周期:5年	平成17年度	県一調査員	時間別・方向別・車種別交通量	一般交通量調査報告書
しっ皆(全数)	周期:年	7月25日	国一県一市町村	1 道路管理瑕疵事故等の状況 2 道路管理に関する裁判判決状況	国土交通省道路局 「道路管理瑕疵実態調査結果」毎年
しっ皆(全数)	周期:年	4月1日(基準日)	国一県一市町村	道路の延長、面積、改良率等	国土交通省道路局 「道路統計年報」毎年
しっ皆(全数)	周期:年	4月1日(基準日)	国一県一市町村	1 道路管理の現況 2 異常気象時の対応 3 違法車両の取締等	国土交通省道路局 「道路交通管理統計」毎年
しっ皆(全数)	周期:年度	平成19年度災害について平成20年6月30日を提出期限として実施	国一県一市町村	1 決定額、実施設計額及び精算額分類表 2 応急費支出額分類表 3 単独災害費支出額分類表 4 単独災害発生額分類表 5 異常気象別一般被害分類表 6 施行実績調	結果の取りまとめを行い国土交通省河川局防災課に提出 社団法人全国防災協会「災害統計」
しっ皆(全数)	周期:年	平成20年災害について平成21年2月末日を提出期限として実施	国一県一市町村、公益事业等	1 一般資産水害統計調査 2 公共土木施設水害統計調査 3 公益事业等水害統計調査	結果の取りまとめを行い国土交通省河川局防災課に提出 国土交通省河川局「水害統計」

県 土 整 備 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
都市公園等整備現況調査及び都市公園等関係事業費調査	業務	都市計画課	国土交通省	都市公園法第30条第2項	都市公園
平成17年度甲府都市圏パーソントリップ調査	届出	都市計画課	国土交通省		<p>【地域】甲府市（うち、旧甲府市、旧中道町）、山梨市（うち、旧山梨市）、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市（うち、旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村）、中央市、市川三郷町（うち、旧三珠町、旧市川大門町）、増穂町、昭和町（甲府市他6市3町）</p> <p>【属性】個人</p>

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	各年度末	国-県-市町村・建設事務所・指定管理者	県下都市公園の箇所数と面積の調査 都市公園の設置・変更・廃止調査 都市公園におけるバリアフリー化調査 都市公園の整備・管理に係る経費の調査等	結果の取りまとめを行い国土交通省へ提出 「都市公園等整備現況調査」
標本(一部)	周期:不定期	平成17年10月～平成18年2月の平日(祝日を除く火、水、木曜日のうちの1日)	県一調査員一調査対象者	<b>【世帯票】</b> [世帯属性] ・住所 ・鉄道、バス停までの距離 ・世帯保有の自動車、自転車の台数 [個人属性] ・性別、年齢 ・職業 ・産業 ・勤務先、通学先の所在地 ・運転免許の有無 <b>【個人表】</b> [外出の有無] ・調査日当日の外出 [発着属性] ・出発地、到着地の住所 ・出発地、到着地の施設 ・出発時刻、到着時刻 [トリップ属性] ・トリップ目的 ・利用交通手段、所要時間及び乗り継ぎ地点 ・同行者人数、同行者の属性 ・荷物の有無 ・自動車利用者の運転の有無 ・通った交差点番号 ・駐車場所の種類 <b>【付帯調査票】</b> [自動車調査票「自動車保有に関する調査票」] ・現在の自動車の保有、利用状況 ・最近3年間(H15～17)の世帯の変化と自動車の保有、今後の自動車の保有 ・今後3年間の保有台数の削減予定 [公共交通調査票「公共交通の利用実態と意識調査票」] ・世帯票での個人番号 ・公共交通の利用頻度 ・調査日当日の公共交通の利用、公共交通の利用・非利用理由 ・調査日当日の公共交通利用理由、公共交通への転換の有無と理由 ・調査日当日の自動車利用の有無 ・自動車から公共交通への転換の有無と転換内容 ・甲府駅前までの公共交通の利用、公共交通サービスに対する満足度 ・今後の交通対策の重要性	甲府都市圏総合都市交通体系調査 報告書(現況集計)

県 土 整 備 部

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
下水道に関する実態調査（下水道統計）	業務	下水道課	国土交通省		県及び下水道実施市町村（25市町村）
住生活総合調査（「住宅需要実態調査」から名称変更）	承認	住宅課	国土交通省		県内の普通世帯
建築動態統計調査	指定	建築指導課	国土交通省	統計法、建築基準法、建築動態統計調査規則	県内における建築基準法第15条第1項、第2項、第3項に係る届出及び報告
建築物等実態調査	承認	建築指導課	国土交通省		全国の国勢調査区のうち、建築物等実態調査抽出要領により抽出された調査区
建築基準法施行関係統計	業務	建築指導課	国土交通省	建築基準法	県下全域

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	7月下旬～9月上旬	国一県一市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設</li> <li>2 財政関連</li> <li>3 負担金・使用料</li> <li>4 執行体制</li> </ol>	(社)日本下水道協会 「下水道統計」
標本(一部)	周期:5年	平成20年12月1日	国一県一市町村一調査員一調査対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅及び周辺の環境評価</li> <li>2 最近の居住状況の変化</li> <li>3 住宅の住み替え・改善の意向及び計画</li> <li>4 親と子の住まい方</li> <li>5 今後の住まい方</li> <li>6 子育ての環境</li> </ol>	「住生活総合調査報告」
しっ皆(全数)	周期:月	毎月1日～末日	国一県一(建築主事)一(市町村)一調査対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築着工統計調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物着工統計</li> <li>・住宅着工統計</li> <li>・補正調査</li> </ul> </li> <li>2 建築物滅失統計調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物除却統計</li> <li>・建築物災害統計</li> </ul> </li> </ol>	「月刊住宅着工統計」 「建築統計年報」
標本(一部)	周期:年	毎年6月10日現在	国一県一調査員一調査対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 増改築・改装等実態調査</li> <li>2 建築物実態調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 着工建築物</li> <li>(イ) 除却建築物</li> </ul> </li> </ol>	結果の取りまとめを行い国土交通省総合政策局へ報告
しっ皆(全数)	周期:年	毎年度4月1日～3月31日	国一県一(建築主事を置く市町村長)一調査対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 確認件数</li> <li>2 検査済証交付件数</li> <li>3 中間検査合格証交付件数</li> <li>4 許可等件数</li> <li>5 仮使用承認件数</li> <li>6 手数料収入総額</li> <li>7 違反件数</li> <li>8 指定確認検査機関が行った建築確認等件数</li> </ol>	結果の取りまとめを行い国土交通省住宅局へ報告

## 県 教 育 委 員 会

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
学校教員統計調査	指定	総務課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項及び学校教員調査規則	小中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校、各種学校
社会教育調査	指定	総務課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項及び社会教育調査規則	県・市町村（組合）教育委員会及び社会教育関係施設
子どもの学習費調査	承認	総務課	文部科学省	「子どもの学習費調査」要綱	公立幼稚園・小中学校、高等学校（全日制） 上記の幼児、児童生徒の保護者
地方教育行政調査	届出	総務課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県・市町村（組合）教育委員会
地方教育費調査	届出	総務課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県・市町村（組合）教育委員会・公立学校
公立学校施設の実態調査	届出	学校施設課	文部科学省	公立学校施設の実態調査要項	県内の公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)(調査項目等により一部抽出)	周期:3年	平成16年10月1日 平成19年10月1日	国一県一市町村(組合)教育委員会 国一県一県立学校・私立学校	1 性別・年齢別・職名別教員数 2 教員個人の性別・年齢・職名・学歴・勤務年数 3 採用・転入・離職者の性別・年齢・職名・学歴	文部科学省 「学校教員統計調査報告書」 翌年度12月頃発行
しっ皆(全数)	周期:3年	平成17年10月1日 平成20年10月1日	国一県一市町村(組合)教育委員会一施設	1 職員に関する事項 2 施設の状況 3 事業の実施状況 4 利用状況 5 ボランティア活動状況	文部科学省 「社会教育調査報告書」 翌年度10月頃発行
標本(一部)	周期:2年	平成16年 平成18年 平成20年 (3期間に分けて実施)	国一県一学校一保護者	保護者が子どもの教育のために支出した、学校教育費・学校外活動費	文部科学省 「子どもの学習費調査報告書」 翌年度2月頃発行
しっ皆(全数)	周期:2年	平成15年5月1日 平成17年5月1日 平成19年5月1日	国一県一市町村(組合)教育委員会	1 種類別教育委員会数 2 年齢区分別・在職年数別・職業別教育委員数 3 年齢区分別・在職年数別・前歴別教育長数 4 所属別・職名別本務職員数	文部科学省 「教育行政調査」 翌年度12月発行 県教育庁総務課 「地方教育行財政調査報告書」 毎年3月発行(この調査項目については隔年掲載)
しっ皆(全数)	周期:年	前年度分を調査	国一県一市町村(組合)教育委員会一市町村(組合)学校 国一県一県立学校	1 支出項目別、財源別学校教育費・社会教育費・教育行政費 2 教育施設別、科目別収入額	文部科学省 「地方教育費調査報告書」 翌年度12月発行 県教育庁総務課 「地方教育行財政調査報告書」 毎年3月発行
しっ皆(全数)	周期:年	毎年5月1日現在	国一県一市町村教育委員会一学校組合	1 児童生徒数 2 校舎、屋内運動場の保有状況 3 普通、特別教室数等	文部科学省 「学校建築年報(公立学校編)」 県学校施設課 「公立学校建物の実態」

## 教 育 委 員 会

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	届出	義務教育課 高校教育課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県下全域 1 公立小中学校 2 公立高等学校 3 特別支援学校
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	届出	義務教育課 高校教育課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県下全域 1 公立小中学校 2 公立高等学校 3 特別支援学校 4 市町村（組合）教育委員会
日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査	届出	義務教育課 高校教育課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県下全域 1 公立小中学校 2 公立高等学校 3 特別支援学校
中学校卒業予定者の進路希望調査	その他	新しい学校づくり推進室			県内の国公立私立中学校
体育・運動能力調査	承認	スポーツ健康課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県内の18歳～29歳までの男女及び30歳～60歳ぐらいまでの男女
市町村教育委員会社会教育行政関係調査	その他	スポーツ健康課			全市町村教育委員会
学校給食実施状況等調査	届出	スポーツ健康課	文部科学省	統計法施行令第8条第1項	県内の公立小・中・夜間定時制高等学校・特別支援学校・幼稚園

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	毎年3月頃	・国－県－市町村(組合)教育委員会－市町村(組合)立学校 ・国－県－県立学校	1 コンピュータ等の整備の実態 2 インターネットへの接続状況 3 教員のICT活用指導力等の実態	文部科学省 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」 毎年9月頃公表
しっ皆(全数)	周期:年	毎年3月頃	・国－県－市町村(組合)教育委員会－市町村(組合)立学校 ・国－県－県立学校	1 暴力行為 2 出席停止 3 いじめ 4 不登校 5 高等学校における長期欠席 6 高等学校における中途退学者 7 教育相談 8 自殺	文部科学省 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」 毎年3月発行
しっ皆(全数)	周期:年	毎年9月1日現在	・国－県－市町村(組合)教育委員会－市町村(組合)立学校 ・国－県－県立学校	1 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数 2 同 在籍学校数 3 同 母語別人数 4 同 在籍人数別学校数 5 同 在籍人数別市町村数 6 同 在籍期間別人数	文部科学省 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査の結果について」 毎年8月頃公表
しっ皆(全数)	周期:年	9月20日 12月20日の年2回	県－各中学校	進学(志望校)・就職無業の区分	ホームページにて公表
標本(一部)	周期:年		国－県－教育事務所－調査対象	1 体力診断テスト 2 運動能力テスト 3 壮年体力テスト	文部科学省 「体力・運動能力調査報告書」 10月頃公表
しっ皆(全数)	周期:年		県－教育事務所－市町村教育委員会	1 社会体育担当課(係・担当職員名) 2 公立学校・公共体育スポーツ施設状況 3 市町村社会体育行事 4 体育指導委員について 5 スポーツクラブの結成状況	調査集計を市町村等関係課・団体に送付。平成19年度よりホームページにて公表
しっ皆(全数)	周期:年	毎年5月1日現在	国－県－市町村(組合)教育委員会－調査対象	1 学校給食実施状況調査 2 学校給食費調査 3 米飯給食実施状況調査	文部科学省 「学校給食実施状況等調査結果」

## 教 育 委 員 会

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
山梨県新体力テスト・健康実態調査	その他	スポーツ健康課			県内の公立学校児童生徒
山梨県小学校・中学校・高等学校学校体育実態調査	その他	スポーツ健康課			県内の国公立小・中・高等学校及びその児童生徒
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	その他	スポーツ健康課	文部科学省		県内の小学校5年生・中学校2年生
山梨県児童生徒健康実態調査	その他	スポーツ健康課			県内の小・中・高等学校の児童生徒、特別支援学校の児童生徒

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:年	4~7月	県一学校	1 新体力テスト 2 健康実態調査	結果のとりまとめを文部科学省、市町村教委、各学校等に送付 平成17年度よりホームページにて公表
しっ皆(全数)	周期:3年	平成18年5月1日	県一学校	学校における体育・保健体育に関する実態調査	県スポーツ健康課「学校体育実態調査の概要」
しっ皆(全数)	周期:年 (平成20年度より実施)	4~7月	国一学校	1 実技調査 2 児童生徒質問紙調査 3 学校質問紙調査	文部科学省により調査結果公表
しっ皆(全数)	周期:年	4~6月	県一市町村(組合)教育委員会一学校	児童生徒の健康実態	県スポーツ健康課「山梨県小・中・高等学校児童生徒健康実態調査報告書」

## 県 公 安 委 員 会

調 査 名	調査の種類	所管課室	主管省庁等	根拠法令等	調 査 対 象 (地域・属性)
犯罪統計	業務	捜査第一課	警察庁	犯罪統計規則	各警察署12署 (平成19年4月以降) ※平成19年3月以前は15署
110番受理状況	業務	地域課	警察庁		県内の110番受理状況
山岳遭難及び水難事故発生状況	業務	地域課	警察庁		県内で発生した山岳遭難事故・水難事故
交通事故統計	業務	交通企画課	警察庁	交通事故分析要綱	県内で発生した人身事故件数
ひき逃げ事件検挙統計	業務	交通指導課	警察庁	犯罪統計細則	県内のひき逃げ事件発生検挙数
交通法令違反事件検挙統計	業務	交通指導課	警察庁	犯罪統計細則	県内の交通法令違反事件検挙数

調査方法			調査の系統	主な調査事項	結果の公表
客体選定方法	調査周期・期日				
しっ皆(全数)	周期:月		警察庁ー県 警本部ー各 警察署	1 刑法犯認知・検挙件数及び検挙人員 2 特別法犯送致件数・送致人員及び押収物件数	警察庁発行「犯罪統計書」年報 山梨県警察ホームページ(累計数値)  必要に応じ広報
しっ皆(全数)	周期:半年・年		警察庁ー管 区ー県警本 部	1 年間の110番受理状況	「犯罪統計書」(年報)
しっ皆(全数)	周期:月・年		警察庁ー管 区ー県警本 部ー各警察 署	1 山岳遭難(発生日時・場所・救助活動状況等) 2 水難事故(発生日時・場所・救助活動状況等)	「山岳遭難及び水難事故発生状況(統計)」
しっ皆(全数)	周期:年	1月1日～ 12月31日	警察庁ー県 警本部ー各 警察署	人身事故の内容(65項目)について調査	警察本部 「交通年鑑」
しっ皆(全数)	周期:年	1月1日～ 12月31日	警察庁ー県 警本部ー各 警察署	年間に発生及び検挙したひき逃げ事件	警察本部 「交通年鑑」
しっ皆(全数)	周期:年	1月1日～ 12月31日	警察庁ー県 警本部ー各 警察署	年間に検挙した交通法令違反事件	警察本部 「交通年鑑」

## 2 統計関係法規

### 統計法（抄）

平成十九年五月二十三日公布

法律第五十三号

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

（略）

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

- 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。
- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査

（地方公共団体が行う統計調査）

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲

- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 四 報告を求める者
  - 五 報告を求めるために用いる方法
  - 六 報告を求める期間
- 2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

#### 第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ)
- 二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

(略)

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(略)

二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

(略)

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

## 第六章 雑則

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。））、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第二項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

## 第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
  - 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
  - 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

## 附 則

(指定統計に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法（以下「旧法」という。）第二条の規定により指定を受けている指定統計（施行日において総務大臣が公示したものに限る。）は、新法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

(指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査（同条第二項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。

(届出統計調査に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査（行政機関が届け出たものに限る。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

2 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であって施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

# 山梨県統計調査条例

平成二十年十二月二十六日公布

山梨県条例第五十号

## (目的)

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「県統計調査」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 知事等が県の機関の内部において行うもの
- 二 統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、他の地方公共団体に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 国の行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第十条において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- 四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事等が指定したものをいう。

## (県基幹統計調査の指定の公示等)

第三条 知事等は、前条第二項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を公示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。

2 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならない。この場合において、当該県統計調査が県基幹統計調査であるときは、その旨を併せて公示しなければならない。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間その他必要な事項

(報告義務)

第四条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第五条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県基幹統計調査に関する事務に従事する。

(立入検査等)

第六条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第七条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第八条 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（統計法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第十条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
  - 二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
  - 二 第十二条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定により県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 二 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(県指定統計調査に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山梨県統計調査条例（次項から附則第五項までにおいて「旧条例」という。）第二条第二項の規定により指定を受けている県指定統計を作成するための調査は、この条例による改正後の山梨県統計調査条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）第二条第二項の規定により指定を受けた県基幹統計調査とみなす。

(旧条例の規定により告示された県統計調査等に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第三条の規定により告示された県統計調査及び県指定統計調査は、施行日において新条例第三条第二項の規定により公示された県統計調査及び県基幹統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第八条ただし書の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新条例の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

(結果の公表に関する経過措置)

- 5 施行日前に公表されていない県指定統計調査の結果に対する旧条例第十条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山梨県個人情報保護条例の一部改正)

7 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
第七十条を次のように改める。

(適用除外)

第七十条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第十一項に規定する「調査票情報」をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第二条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

## 統計調査等分野別索引

調査名	ページ
[人口]	
国勢調査	3
山梨県常住人口調査甲調査（推計人口）	15
山梨県常住人口調査乙調査（社会移動別）	15
住民基本台帳人口（月集計・年報）	23
人口動態調査	29
[労働・賃金]	
就業構造基本調査	3
労働力調査	5
毎月勤労統計調査	11
地方公務員給与実態調査	21, 23
地方公共団体定員管理調査	23
地方公務員制度実態調査	23
勤務条件等に関する調査	25
中小企業賃金事情調査	39
山梨県女性労働者就業実態調査	39
労使関係総合調査	39
賃金等要求・妥結状況調査	39
山梨県専門職種別労働者需給状況及び職業能力開発に関するニーズ調査	41
短期課程（建築科）の改編に関する事業所調査	41
[農林・水産]	
農林業センサス	13
山梨県林業統計	35
林業機械保有状況調査	37
森林組合検査関係報告	37
特用林産物需給動態調査	37
森林組合一斉調査	37
園芸用ガラス室ハウス等の設置状況調査	43
野菜生産状況表式調査	43
肉畜鶏卵生産出荷動向調査	43
[鉱工業・電気・ガス]	
工業統計調査	13
山梨県鉱工業指数	15
[土地・建設・住宅]	
住宅・土地統計調査	5
法人建物調査	17
法人土地基本調査	17
公共施設等状況調	21
市町村公共施設状況調査	25
建設工事受注動態統計調査	45
建設工事施工統計調査	45
住宅用地完成面積調査	45
都市公園等整備現況調査及び都市公園等関係事業費調査	47
下水道に関する実態調査（下水道統計）	49
住生活総合調査	49
建築動態統計調査	49
建築物等実態調査	49
建築基準法施行関係統計	49

調査名

ページ

[運輸・通信・観光]	
山梨県観光客動態調査	41
全国道路交通情勢調査	45
道路の設置・管理の瑕疵事案等に関する実態調査	45
道路施設現況調査	45
道路交通管理統計調査	45
平成17年度甲府都市圏パーソントリップ調査	47
[商業・サービス業・貿易]	
サービス業基本調査	7
経済産業省生産動態統計調査	13
商業統計調査	13
商業動態統計調査	13
特定サービス産業実態調査	15
[企業・経営]	
事業所・企業統計調査	7
個人企業経済調査	7
IT化実態調査	39
[金融・財政・所得・税務]	
産業連関表作成特別調査	15
県民所得統計（県民所得統計に関する特別調査）	15
山梨県産業連関表作成特別調査（商品流通調査）	15
地方財政状況調査	21, 25
道府県の課税状況に関する調査	21
道府県税徴収実績調	21
地方公営企業決算状況調	25
市町村税課税状況等の調	25
固定資産の価格等の概要調査	25
[物価・家計・生活]	
県民意識調査	1
家計調査	7
社会生活基本調査	7
小売物価統計調査	9
全国消費実態調査	9
全国物価統計調査	9
青少年の生活意識調査	17
[社会保障・福祉]	
国民生活基礎調査（所得票調査）	27
社会福祉施設等調査	27
福祉行政報告例	27
介護保険施設等身体拘束実態調査	27
介護サービス施設・事業所調査	29
山梨県高齢者福祉基礎調査	29
山梨県ひとり親家庭等実態調査	29
国民生活基礎調査（世帯調査）	29
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	31
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	31
社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	31

調査名

ページ

社会保障・人口問題基本調査（社会保障実態調査）	-----	33
社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	-----	33
[保健・衛生・環境]		
学校保健統計調査	-----	11
医療施設調査	-----	29
病院報告	-----	29
患者調査	-----	29
受療行動調査	-----	31
医師・歯科医師・薬剤師調査	-----	31
保健師・助産師・看護師及び准看護師業務従事者届	-----	31
衛生行政報告例	-----	31
21世紀成年者縦断調査	-----	31
中高年者縦断調査	-----	31
水道統計調査	-----	33
薬事工業生産動態統計調査	-----	33
食品衛生関係事業報告	-----	33
国民栄養調査	-----	33
県民栄養調査	-----	33
喫煙対策実施状況調査	-----	33
就業調理師届出調査	-----	33
地域保健・老人保健事業報告	-----	33
大気汚染物質排出量総合調査	-----	35
山梨県の大気汚染	-----	35
水質汚濁物質排出量総合調査	-----	35
公共用水域及び地下水水質測定	-----	35
一般環境中におけるダイオキシン類測定	-----	35
自動車騒音調査	-----	35
公害苦情調査	-----	35
山梨県産業廃棄物実態調査	-----	35
事業系一般廃棄物実態調査	-----	37
一般廃棄物処理事業実態調査	-----	37
[教育・文化]		
学校基本調査	-----	11
私立高等学校等の実態調査	-----	23
子どもの学習費調査	-----	23, 51
学校教員統計調査	-----	51
社会教育調査	-----	51
地方教育行政調査	-----	51
地方教育費調査	-----	51
公立学校施設の実態調査	-----	51
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	-----	53
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	-----	53
日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査	-----	53
中学校卒業予定者の進路希望調査	-----	53
市町村教育委員会社会教育行政関係調査	-----	53
体育・運動能力調査	-----	53
学校給食実施状況等調査	-----	53
山梨県新体力テスト・健康実態調査	-----	55
山梨県小学校・中学校・高等学校学校体育実態調査	-----	55
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	-----	55

調査名

ページ

山梨県児童生徒健康実態調査	55
[災害・事故・犯罪]	
消防統計	25
森林被害報告	37
災害統計調査	45
水害統計調査	45
犯罪統計	57
110番受理状況	57
山岳遭難及び水難事故発生状況	57
交通事故統計	57
ひき逃げ事件検挙統計	57
交通法令違反事件検挙統計	57
[その他]	
平成17年度山梨県施策別県民意向調査	1
山梨県の科学技術に関する事業者アンケート調査	1
地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査	19

## 統計調査等50音別索引

調査名	ページ
[あ]	
IT化実態調査	39
[い]	
医師・歯科医師・薬剤師調査	31
一般環境中におけるダイオキシン類測定	35
一般廃棄物処理事業実態調査	37
医療施設調査	29
[え]	
衛生行政報告例	31
園芸用ガラス室ハウス等の設置状況調査	43
[か]	
介護サービス施設・事業所調査	29
介護保険施設等身体拘束実態調査	27
家計調査	7
学校基本調査	11
学校給食実施状況等調査	53
学校教員統計調査	51
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	53
学校保健統計調査	11
患者調査	29
[き]	
喫煙対策実施状況調査	33
勤務条件等に関する調査	25
[け]	
経済産業省生産動態統計調査	13
下水道に関する実態調査(下水道統計)	49
建設工事受注動態統計調査	45
建設工事施工統計調査	45
建築基準法施行関係統計	49
建築動態統計調査	49
建築物等実態調査	49
県民意識調査	1
県民栄養調査	33
県民所得統計(県民所得統計に関する特別調査)	15
[こ]	
公害苦情調査	35
公共施設等状況調査	21
工業統計調査	13
公共用水域及び地下水水質測定	35
交通事故統計	57
交通法令違反事件検挙統計	57
公立学校施設の実態調査	51
小売物価統計調査	9
国勢調査	3
国民栄養調査	33
国民生活基礎調査(所得票調査)	27
国民生活基礎調査(世帯調査)	29
個人企業経済調査	7
固定資産の価格等の概要調査	25
子どもの学習費調査	23, 51

調査名	ページ
[さ]	
サービス業基本調査	7
災害統計調査	45
山岳遭難及び水難事故発生状況	57
産業連関表作成特別調査	15
[し]	
事業系一般廃棄物実態調査	37
事業所・企業統計調査	7
市町村教育委員会社会教育行政関係調査	53
市町村公共施設状況調査	25
市町村税課税状況等の調	25
自動車騒音調査	35
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	53
社会教育調査	51
社会生活基本調査	7
社会福祉施設等調査	27
社会保障・人口問題基本調査（社会保障実態調査）	33
社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	33
社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	31
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	31
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	31
就業構造基本調査	3
就業調理師届出調査	33
住生活総合調査	49
住宅・土地統計調査	5
住宅用地完成面積調査	45
住民基本台帳人口（月集計・年報）	23
受療行動調査	31
商業統計調査	13
商業動態統計調査	13
消防統計	25
食品衛生関係事業報告	33
私立高等学校等の実態調査	23
人口動態調査	29
森林組合一斉調査	37
森林組合検査関係報告	37
森林被害報告	37
[す]	
水害統計調査	45
水質汚濁物質排出量総合調査	35
水道統計調査	33
[せ]	
青少年の生活意識調査	17
全国消費実態調査	9
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	55
全国道路交通情勢調査	45
全国物価統計調査	9

調査名	ページ
[た]	
体育・運動能力調査	53
大気汚染物質排出量総合調査	35
短期課程（建築科）の改編に関する事業所調査	41
[ち]	
地域保健・老人保健事業報告	33
地方教育行政調査	51
地方教育費調査	51
地方公営企業決算状況調	25
地方公共団体定員管理調査	23
地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に 関する施策の推進状況調査	19
地方公務員給与実態調査	21, 23
地方公務員制度実態調査	23
地方財政状況調査	21, 25
中学校卒業予定者の進路希望調査	53
中高年者縦断調査	31
中小企業賃金事情調査	39
賃金等要求・妥結状況調査	39
[と]	
道府県税徴収実績調	21
道府県の課税状況に関する調査	21
道路交通管理統計調査	45
道路施設現況調査	45
道路の設置・管理の瑕疵事案等に関する実態調査	45
特定サービス産業実態調査	15
特用林産物需給動態調査	37
都市公園等整備現況調査及び都市公園等関係事業費調査	47
[に]	
肉畜鶏卵生産出荷動向調査	43
21世紀成年者縦断調査	31
日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査	53
[の]	
農林業センサス	13
[は]	
犯罪統計	57
[ひ]	
ひき逃げ事件検挙統計	57
110番受理状況	57
病院報告	29
[ふ]	
福祉行政報告例	27
[へ]	
平成17年度甲府都市圏パーソントリップ調査	47
平成17年度山梨県施策別県民意向調査	1

調査名	ページ
[ほ]	
法人建物調査	17
法人土地基本調査	17
保健師・助産師・看護師及び准看護師業務従事者届	31
[ま]	
毎月勤労統計調査	11
[や]	
薬事工業生産動態統計調査	33
野菜生産状況表式調査	43
山梨県観光客動態調査	41
山梨県鉱工業指数	15
山梨県高齢者福祉基礎調査	29
山梨県産業廃棄物実態調査	35
山梨県産業連関表作成特別調査（商品流通調査）	15
山梨県児童生徒健康実態調査	55
山梨県小学校・中学校・高等学校学校体育実態調査	55
山梨県常住人口調査乙調査（社会移動別）	15
山梨県常住人口調査甲調査（推計人口）	15
山梨県女性労働者就業実態調査	39
山梨県新体力テスト・健康実態調査	55
山梨県専門職種別労働者需給状況及び職業能力開発に関するニーズ調査	41
山梨県の科学技術に関する事業者アンケート調査	1
山梨県の大気汚染	35
山梨県ひとり親家庭等実態調査	29
山梨県林業統計	35
[り]	
林業機械保有状況調査	37
[ろ]	
労使関係総合調査	39
労働力調査	5

# 統計調査便覧

平成20年度

平成21年3月発行

発行 山梨県企画部統計調査課

甲府市丸の内一丁目6-1

電話055(223)1344